

令和4年度 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査 実施状況

- 1 社会福祉法人
長野市所管 61 法人中、23 法人について一般指導監査を実施
- 2 社会福祉施設等
長野市所管149施設中、108施設について一般指導監査を実施

3 社会福祉法人・社会福祉施設等指導結果

区分	所管数 a	計画数 b	実施数 c	実施率 (対所管数) c/a	実施率 (対計画数) c/b
(1) 社会福祉法人	61	32	23	38%	72%
社会福祉施設等	149	130	108	72%	83%
(2) 第一種社会福祉事業	61	42	21	34%	50%
救護施設	2	1	1	50%	100%
養護老人ホーム	1	1	0	0%	0%
特別養護老人ホーム	42	29	18	43%	62%
軽費老人ホーム	9	5	0	0%	0%
障害者支援施設	4	4	2	50%	50%
社会事業授産施設	3	2	0	0%	0%
(3) 第二種社会福祉事業	88	88	87	99%	99%
小規模保育事業等	5	5	5	100%	100%
保育所等 ※1	73	73	73	100%	100%
幼保連携型認定こども園 ※2	10	10	9	90%	90%
計	210	162	131	62%	81%

※1 市立：保育所 30施設・保育所型認定こども園 1施設
私立：保育所 38施設・保育所型認定こども園 4施設

※2 市立幼保連携型認定こども園：1施設
私立幼保連携型認定こども園：9施設

(1) 社会福祉法人指導監査結果

一般指導監査の結果、23法人中、14法人に対し37件の文書指摘を行った。

主な指摘事項は、次のとおり

項目	件数	主な指摘事項
法人運営について	34	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会や理事会を決議の省略（みなし決議）により行う場合に、現行社会福祉法で認められていない書面による議決権行使を行っている。 ・評議員会において、理事、監事を選任する際に候補者ごとに決議を行っていない。 ・監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意を得ていない。 ・評議員会の決議事項を、事前の理事会で議案として決議していない。 ・定款変更の際し、評議員会の特別決議を経ていない。 ・評議員・理事の任期の開始時期を誤り、就任前に評議員会又は理事会に出席している。 ・法人の変更登記が、法令で定められた期間内に行われていない。
会計管理について	3	<ul style="list-style-type: none"> ・基本財産の当期末残高額の表記が、貸借対照表・注記・財産目録で整合が取れていない。 ・注記について、法令に定められた事項が記載されていない。
計	37	

(2) 社会福祉施設等（第一種社会福祉事業）指導監査結果

一般指導監査の結果、21施設中、16施設に対し30件の文書指摘を行った。

主な指摘事項は、次のとおり

項目	件数	主な指摘事項
運営管理に関すること	27	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束適正化委員会は3月に1回以上開催していない。 ・報酬加算を適切に算定していない。 ・衛生推進者を選任していない。
入所者処遇に関すること	3	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画を作成していない。 ・モニタリングを行っていない。
会計管理について	0	
計	30	

(3) 社会福祉施設（第二種社会福祉事業）指導監査結果

一般指導監査の結果、87施設中、8施設に対し12件の文書指摘を行った。

主な指摘事項は、次のとおり

項目	件数	主な指摘事項
運営管理に関する こと	8	<ul style="list-style-type: none">・消防用設備等の定期点検のうち、6ヶ月毎の機器点検を行っていない。・衛生推進者を選任していない。・職員の雇入れ時の健診を実施していない。・常時50人以上の労働者を使用しているがストレスチェックを実施していない。・プールの遊離残留塩素濃度の必要基準を満たしておらず、記録もしていない。
入所者処 遇に関す ること	4	<ul style="list-style-type: none">・土曜日保育の際、満3歳以上児に対し食事の提供が行っていない。・土曜日保育の際、満3歳未満児に対し保育所外で調理したパン等を搬入し提供している。
会計経理 について	0	
計	12	